

令和3年 壱岐市議会定例会 12月 会議録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和3年12月23日 午前10時00分開議

日程第1	議案第62号	行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第63号	壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第64号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第65号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第66号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第67号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第68号	壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第69号	壱岐市国民宿舎条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第70号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市地域福祉活動拠点施設)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第71号	公の施設の指定管理者の指定について (へい死獣畜一時保管処理施設)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第72号	公の施設の指定管理者の指定について (イルカパーク)	産業建設常任委員長報告・可決・討論 本会議・可決
日程第12	議案第73号	公の施設の指定管理者の指定について (勝本総合運動公園)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第74号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算 (第11号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第75号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第76号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第77号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第78号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第79号	損害賠償の額の決定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	認定第1号	令和2年度老岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	要望第1号	ゼロ・ウェイスト宣言の要望	総務文教厚生常任委員長報告・ 不採択 本会議・不採択
日程第21	要請第2号	離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について	総務文教厚生常任委員長報告・ 採択 本会議・採択
日程第22	発議第6号	離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について	提出議員 説明・質疑なし 委員会付託省略・討論なし・可決
日程第23	発議第7号	議会改革特別委員会の設置に関する決議について	提出議員 説明・質疑あり 委員会付託省略・討論なし・可決
日程第24	議員派遣の件		原案のとおり 決定
日程第25	委員会の閉会中の継続調査の申し出の件		原案のとおり 決定
追加日程第1	議案第80号	令和3年度老岐市一般会計補正予算（第12号）	財政課長 説明・質疑あり 委員会付託省略・討論なし・可決

本日の会議に付した事件

（議事日程第5号に同じ）

出席議員（16名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。これより、本日の会議を開きます。

ここで、10番、音嶋正吾議員より発言の申出がっておりますので、これを許します。音嶋正吾議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。

12月13日、議会の総括質疑の折に、私がIKI PARK MANAGEMENT株式会社と大阪の会社が郷ノ浦の不動産物件を購入する事実におきまして、土地取引に関する不適切な発言がございましたので、皆様方におわびを申し上げ、取消しをさせていただきたいと思っております。それは3点でございます。

「……………」という項目と「……………」、この項目と「……………」という項目が非常に不適切であり、関係、皆さん方に迷惑をかけたということを陳謝を申し上げまして、取消しをさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（豊坂 敏文君） ただいま音嶋正吾議員から、12月13日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、一部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、音嶋正吾議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

日程第 1. 議案第 6 2 号～日程第 2 1. 要請第 2 号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第 1、議案第 6 2 号から日程第 2 1、要請第 2 号まで、以上 2 1 件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。報告いたします。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様。総務文教厚生常任委員会委員長、市山繁。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記。議案番号、件名、審査の結果の順で報告をいたします。

議案第 6 2 号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 6 4 号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第 6 5 号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第 7 0 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市地域福祉活動拠点施設）、原案可決。

議案第 7 5 号令和 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 7 6 号令和 3 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 7 8 号令和 3 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 7 9 号損害賠償の額の決定について、原案可決。

続きまして、令和 3 年 1 2 月 2 3 日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様。総務文教厚生常任委員会委員長、市山繁。

委員会審査報告書。本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第 1 4 5 条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、措置の順で報告いたします。

要望第1号、令和3年8月30日、ゼロ・ウェイスト宣言の要望。不採択とすべきもの。下記のとおり、措置なし。

要請第2号、令和3年9月29日、離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について。採択すべきもの。意見なし。

委員会の意見として、要望第1号ゼロ・ウェイスト宣言の要望についてでございますが、持続可能な社会の実現に向けた循環型社会の構築、とりわけ廃棄物の適切な処理とそのことにより二酸化炭素の排出を抑制するという点で、本要望と壱岐市が実施中である施策との方向性は一致するものである。但し、ゼロ・ウェイストとはごみをゼロにすることが本来の意味であり、宣言により日々の生活に直接影響を受ける市民からは理解が得難い。

一方、ごみの排出抑制という点では、令和元年度に壱岐市が出している気候非常事態宣言の中に具体的な取組をうたっており、さらに別の宣言をする必要性は低い。

以上により、本要望は不採択とした。

なお、壱岐市のごみのリサイクル率で長崎県内トップであるとはいえ、気候非常事態宣言後の取組の中において、ごみ減量化の目標実現に向けた市民への啓発活動や、ごみ処理数量実績での明確な成果を見いだすことは難しい。ごみの減量化は、市民に少なからずの負担を強いるものである。

このため、内容を分かりやすく啓発することが大切であり、そのことが継続につながり、結果的に成果が出るものであると考えられる。このような観点から、市の積極的な取組を期待し、議会においても効果的な方策の検討を続けていくものとする。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年12月23日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様。産業建設常任委員会委員長、赤木貴尚。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で御報告いたします。

議案第63号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第66号壱岐市堆肥センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第67号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について、原案可決。

議案第68号壱岐市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について、原案可決。

議案第69号壱岐市国民宿舎条例の一部改正について、原案可決。

議案第71号公の施設の指定管理者の指定について（へい死獣畜一時保管処理施設）、原案可決。

議案第72号公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）、原案可決。

議案第73号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）、原案可決。

議案第77号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

所管事務調査、合併浄化槽の処理対象人員の算定方法でJISにおける処理対象人員算定基準のただし書きの取扱いを明確化し、130平米を超える専用住宅であっても要件及び条件を満たせば5人と算定できるようにすることとなり、令和2年4月1日から適用されているが、壱岐市民への周知徹底ができていない。許認可権限が壱岐市においては、壱岐保健所であり、壱岐市単独での広報が難しいと思われる。壱岐市としては壱岐保健所と早急に協議し、壱岐市民への周知徹底を図ること。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。鵜瀬和博予算特別委員長。
〔予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 壱岐市議会議長、豊坂敏文様。予算特別委員会委員長、鵜瀬和博。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱

岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第74号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。土谷勇二決算特別委員長。

〔決算特別委員長（土谷 勇二君） 登壇〕

○決算特別委員長（土谷 勇二君） それでは、報告いたします。

令和3年12月23日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様。決算特別委員会委員長、土谷勇二。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、認定第1号。件名、令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について。審査の結果、認定。

委員会意見、本議案は9月会議において質疑まで終了し、決算の細部については各常任委員会の所管事務調査の中で審議を行った。なお、指定管理者が管理する市有施設の運営状況等については、その透明性をより高めるため、議会への情報提供を更に図られたい。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、決算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時17分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 再開いたします。

これから、議案第62号から議案第69号までの8件について、一括討論を行います。討論は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第62号から議案第69号までの8件を一括採決いたします。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第62号から議案第69号までの8件は原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第70号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第71号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号について討論を行います。討論はありますか。武原議員。

〔議員（3番 武原由里子君） 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） 議案第72号公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）、委員長報告について、以下の理由により反対討論をいたします。

平成30年度からスタートしたイルカパーク再生事業に関わる経費として、令和3年度まで事

業費、合計約2億9,300万円、指定管理委託料、合計約7,000万円、合計約3億6,300万円の税金が投入されています。

一方、令和3年度の壱岐市は、市民の福祉の向上のために使う予算が大幅にカットされました。高齢者のささやかな楽しみとしていた温泉券やマッサージ券などの半減や、高齢祝い金の廃止、子育て支援事業の減額・廃止など、子供や高齢者の福祉の低下につながっています。

また、コロナ禍での減収や解雇等により、日々の生活も大変な状況です。このような市民の生活は厳しい中、これまでのイルカパークへの多額の税金投入による費用対効果の検証も全くなされていません。

また、今年度の経営状況は、昨年度からのコロナ禍で下方修正されていますが、イルカの餌代も不足する状況に陥っています。また、約2,000万円の指定管理料の使い方に問題があると考えます。

第三セクターの取消しにより、壱岐市長の調査等の対象とならない資本金100万円の民間会社で自主事業に頼った経営状況を壱岐市が知りながら、今後3年間のイルカパークの指定管理を継続させるには大きな不安を抱いております。

令和4年度から指定管理料が年間800万円、3年間で2,400万円、これはイルカの生命維持のための費用のみです。スタッフの人件費は、入場料と体験メニューなどの売上げで賄わなくてはならなくなり、相当の経営努力が必要です。つまり、少ないスタッフでイルカの生命維持以外の業務が増え、結果、スタッフの過重労働となる危険性があります。

現在でも、海外研修へ行ったトレーナーやカフェスタッフが複数人、退職しています。経費を安くするため、人件費を削り、低賃金でのスタッフ配置は、専門性や安全性を怠り、サービスが低下する可能性もあります。

一方、壱岐観光の中核施設とするためには来場者の満足度を高め、リピーターを増やすこと、またもっと多くの市民が利用し、市民に愛され、市民との絆を深め、地域住民の要望に沿った形で利活用される市民財産としてのイルカパークの運営改善が必要と考えます。

ゲストハウスやワーケーション事業などの国の補助金や市の委託事業に頼った今の経営体制では、市民の理解は得られません。

現段階では、令和3年度末の経営状況やスタッフ体制に不安があり、今後3年間2,400万円の指定管理料のみで指定できる状況ではないと判断いたしました。3月議会までの再上程を望み、反対討論といたします。

〔議員（3番 武原由里子君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） なかったら反対討論はありませんか。森議員。

〔議員（1番 森 俊介君） 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） 1番、森が、議案第72号公の施設の指定管理者の指定について（イルカパーク）、反対討論を行わせていただきます。

今回、反対させていただく理由は3つあります。

1つ目の理由、令和4年からのIKI PARK MANAGEMENTが上げている収支計画の中で、旅費交通費支払手数料が令和2年度と比べて10分の1以下になっています。

先日の質疑で「その金額でやっていけるのか。やっていけるのであれば、なぜこれまではそんなにお金がかかっていたのでしょうか」という質問をしたところ、「これまでは地方創生交付金があったから支出が大きくなっていました。今後は提出した数字でやっていく。トレーナーの研修・育成費は今後かからなくなる」という答弁を頂きました。この答弁では「今までの10分の1以下の支出でやっていけるのか」という問いに答えられておらず、令和4年以降の収支計画の妥当性を判断することができません。それが反対の理由の1つ目です。

2つ目の理由です。11月下旬に、IKI PARK MANAGEMENT代表の高田氏のSNSで「お金がない。年度末までに1,000万円ほどサポートしてほしい」という趣旨の投稿がありました。

先日の質疑の中で、IKI PARK MANAGEMENTのいつ時点の財務状況を把握しているのかをお伺いしたところ、11月末時点での試算表——試算表というのは期の途中の決算書なるもののことを指します。を把握しているとのことだったので、資料請求をしたところ、試算表ではなく、今年度の売上見込みの資料が供与されました。この資料では支出の状況、また現在お金がどのくらい会社にあるのかということが全く分からないため、安心して経営を委託できるのかどうかということを判断できないと考えています。これが2つ目の理由です。

3つ目、IKI PARK MANAGEMENT株式会社の本社所在地の土地建物が10月12日から差押えになっていました。差押えが解除されたのは12月の21日です。このときの債権者は壱岐市になります。

先日の質疑後に知った情報だったため、実態を把握するための質疑ができない状況——先ほど執行部の方から全員協議会の中で一部説明があったんですけども、なぜ本社所在地が差押えになっていたのかが不明瞭なまま経営を委託することはおかしいと思っておりますし、何より差押えを行っていたのは壱岐市です。壱岐市が本社所在地を差し押えている会社に対して指定管理を委託するという指定管理業者の選定プロセスには大きな問題があると考えています。これが3つ目の理由になります。

以上3つの理由から、議案第72号について反対させていただきます。よろしく願いいたし

ます。

〔議員（1番 森 俊介君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第72号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第73号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第74号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号から議案第79号までの5件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第75号から議案第79号までの5件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第75号から議案第79号までの5件は原案のとおり全て可決されました。

次に、認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、要望第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、要望第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は不採択です。要望第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立少数です。よって、要望第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、要請第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要請第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。この要請に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、要請第2号は採択とすることに決定しました。

日程第22. 発議第6号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第22、発議第6号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。7番、植村圭司議員。

〔提出議員（植村 圭司君） 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 発議第6号、令和3年12月23日。壱岐市議会議長、豊坂敏文様。提出者、壱岐市議会議員、植村圭司。賛成者、壱岐市議会議員、森俊介、同じく鶴瀬和博。離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）。

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。離島は我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて自然との触れ合いの場及び機会を提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は引き続き対応すべき課題がある。

また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和3年12月23日。長崎県壱岐市議会議長、豊坂敏文。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 発議第7号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第23、発議第7号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。1番、森俊介議員。

〔提出議員（森 俊介君） 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） 発議第7号、令和3年12月23日。壱岐市議会議長、豊坂敏文様。提出者、壱岐市議会議員、森俊介。賛成者、壱岐市議会議員、赤木貴尚、市山繁。

議会改革特別委員会の設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議会改革特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

名称、議会改革特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。目的、壱岐市議会の改革に関する調査。委員の定数、7名。委員の氏名、森俊介、赤木貴尚、武原由里子、鶴瀬和博、中原正博、土谷勇二、植村圭司。期限、閉会中も継続して調査終了まで。

以上、よろしくお願います。

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議会改革特別委員会を設置するという提案であります。

議会改革をしていくということでの提案ですが、この設置をするに当たって今、壱岐の議会の中で、どういう状態を問題として改革をしたいという意思があるのでしょうか。

そして、もう一つは、改革のための議論をするというわけですが、どのような議論を尽くして改革しようというふうな狙いがあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 1つ目が、どのような内容かということによろしいでしょうか。

○議員（4番 山口 欽秀君） この特別委員会を設置するための理由です。

○議員（1番 森 俊介君） はい。議会改革特別委員会の中では、議員の定数及び報酬、また会派制の導入、役職の任期等について議論をしていけたらというふうに思っております。

また、その議論の方法につきましては、これから委員会を設置した後、議論しながら皆様に決めていくことかと思いますが、改革特別委員会の中の間人だけで全てを決めるのではなくて、きちんと全議員の中から意見を吸い上げて不公平感のないようにといたしますか、全議員が考えている内容をきちっとまとめていくというような委員会を設置するつもりでおります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 現在までの壱岐市議会の改革ということですが、特に議員定数を云々、それから会派制とか任期制とか、その辺りを挙げられましたが、そこが今の壱岐市議会の重要な改革の問題点であるのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 今挙げた内容に関しても、もちろん重要な改革の項目だというふうに感じております。

ほかに個人的に考えていることとしては、議会の広報の方法です。議会の内容を今は壱岐ケーブルテレビのみで放送しておりますが、それ以外に例えばユーチューブで放送するようにして、誰でも、いつでも議会の様子を見ることができるようになるということを考えておりますが、その内容につきましては森個人が決めることではなくて、議会の皆様から意見を吸い上げて話す内容だというふうに思っておりますので、今ここでこの内容について決めていきますという話をするのではなくて、議会をよりよいものにしていくんだという、その方向について皆様の意見が一致していればよいのかなというふうに思っております。

その中で、おのおのの議員が議会をよくしていくために、こういった内容について取り上げていくのがいいんじゃないかという意見を出していただいて、その内容についてどうしていくのかというのを委員会の中で話していけたらいいなというふうに思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 市民の中に議会への期待が大きいわけですが。とりわけ市民の声がかしかりと届く議会であってほしいとか、今の市政に対するチェック機能をかしかり議会として持つてほしいとか、そういう声に答えきれていない今の市議会があるのではないかなあと私は考えております。

そういう意味では、民意をかしかり議会への議論の中で、審議の中で、審議が深められていく

ための議会改革が必要ではないかなあと。ですので、定数いじりでは解決しない問題が多いと思います。とりわけ私、新人議員として、議会の中に入って議案の審議とか委員会の審議等で感じることは、十分な審議時間、審議のシステムがないなど様々なこれまでの慣習があるように思います。そのような点も含めて議会改革、市民の声がしっかり届く、そして市政をチェックできる議会に変えるような改革の論議を期待している次第であります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに。答弁は……（発言する者あり）どうぞ。

○議員（1番 森 俊介君） 山口議員のおっしゃるとおり、議員の定数をいじるだけで特段何かが解決するというふうには私自身も考えておりません。

今言ったように、市民の方から「こういうふうにしてほしい議会」というような声を僕もアンケートを取っていて今まで寄せられておりますし、今、山口議員のおっしゃった内容に関してももちろん審議していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ議会改革特別委員会の中で議員の皆様から御意見を頂く機会を設けますので、その際に再度御発言いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（森 俊介君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

正副委員長については、事前に協議が持たれ、委員長に土谷勇二議員、副委員長に森俊介議員と決定しましたので、報告をいたします。

日程第24. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第24、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定いたしました。

日程第25. 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第25、委員会の閉会中の継続調査の申し出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から継続調査の申出があり、タブレットに配信しております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時45分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

お諮りします。ただいま市長より、議案第80号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議案第80号

○議長（豊坂 敏文君） 追加日程第1、議案第80号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第80号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,736万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億4,911万3,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、さきに専決処分で補正いたしました、子育て世帯等臨時特別支援事業給付金の残る5万円部分について、壱岐市においては現金給付することとし、児童手当の仕組みによる給付を行う対象者には年内支給を実施するため、追加の補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

事項別明細書により内容を御説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

15款2項2目民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、今回追加補正する給付事業に係る費用を全額国が負担するもので、2億2,736万7,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページから11ページをお開き願います。

3款2項2目児童措置費、子育て世帯等臨時特別支援事業として、給付費2億2,700万円と事務費を合わせまして、合計2億2,736万7,000円を計上しております。

なお、今後の支給予定等につきましては、別紙、資料5、令和3年度12月追加補正予算

(案) 概要の2ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第80号令和3年度老崎市一般会計補正予算(第12号)について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[財政課長(原 裕治君) 降壇]

○議長(豊坂 敏文君) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

○議員(4番 山口 欽秀君) 今回の子育て世帯の臨時特別支援事業の補助金についてですが、老崎市は市民への給付を早くするという事で専決処分されたわけですが、結果的には国会で様々な議論があつて、最終的には現金10万円支給でもよいというふうになりました。そういう意味で、早く専決処分されたことが今回いろんな混乱にも至つたし、それから2回にわたる支給についての事務処理とか、それから振込みの予算とか、そういう経費についても負担があつたというふうに思うわけです。

今回のこういう専決処分に伴って早く支給されたことによって、やっぱりどういう判断を——この判断がよかつたのか、その経過についてどのような御意見がありますか。

○議長(豊坂 敏文君) 石尾市民部長。

○市民部長(石尾 正彦君) 山口議員の御質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、国がコロナ対策、困窮者に対する支援、それから経済対策の一環として打ち出されたものでございまして、この支援については迅速かつ速やかに実施しなさいという考えの下に進められてきたところでございます。

それを受けて、市としては国の意向に沿って迅速に進めてきたところでございまして、何らそのことに対して問題はなかつたと考えております。

○議長(豊坂 敏文君) 山口議員。

○議員(4番 山口 欽秀君) 国会の流れとか、世論が5万円とクーポン5万円ということに対するいろんな批判が湧き上がっていた状態の中での専決処分であつたと思いますよね。迅速にとつていう反面、状況をしっかり把握しながら、やっぱり行政としての対応を決めていくというのが重要ではないかなあと。様子を見ながら最低限、年内に支給するとか、そういう方針であれば早急な専決処分でなくてもよかつたんじゃないかなあというふうに思いますが、結果的に長崎県でも5万円・5万円で支給するのは3自治体、ほかのところは18が10万円でしたかね。

そのような状態ですが、今回の迅速ということでの対応がよかつたのかどうか、私は疑問に思うんですが、いかがですか。

○議長(豊坂 敏文君) 白川市長。

○市長(白川 博一君) 早ければ「早い」、遅ければ「遅い」という議論がございまして。

皆さん、御存じのように、あの時点で国会の無条件で10万円を支給するという判断ができた

方がいらっしやったでしょうか。私は恐らくいらっしやらなかったと思っています。

そういった中で、やはり住民に一日でも早く、その恩恵が受けられるようにいたしました。そのことで、おまえの見通しが甘いと言われれば、その御指摘は謙虚に受け止めたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 状況、情勢を見ながら、やっぱり首長としての判断というのは極めて重要だと思うし、なかなか難しいことだと思います。

今回の場合の教訓を次に生かしていただきというように思いますし、政治状況、10万円の支給について様々な国会での議論をやっぱり逐一つかみながら、年内の最低限の支給という、そういうことでの判断はやはり様々な状況を見ながらの判断が必要であった場面があるのではないかなあと。

とりわけ12月議会があるわけですから、議会の意見も含めて、議会に補正予算を出していただいてのやり方も可能な時間ではなかったかなということも思うわけで、議会を含めた市民の声を入れた補正予算の成立をぜひ今後の教訓にさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） いろいろ御指摘はあるかもしれませんが、私は今回の判断は間違っていないと確信をしております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りをいたします。12月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで、白川博一市長より、発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和3年壱岐市議会定例会12月会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、12月9日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分に尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

本年は議員改選の年であり、8月1日執行の壱岐市議会議員選挙において、新たに議員になられた4名を含む、ここにいらっしゃいます16名の皆様が見事、御当選を果たされたところであります。

議会と執行部は車の両輪に例えられますが、市民皆様の暮らしの向上と地域活性化、住みよいまちづくりを推し進めるため、議員皆様とともに議論を重ね、知恵を出し合い、壱岐市の発展に向けた取組を加速していく所存でありますので、今後とも市政振興のために御尽力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、本市においては10月6日以降、新たな感染者は確認されておらず、県内では昨日32日ぶりに1名の感染者が確認されたものの、一定の落ち着きを見せております。

しかしながら、新たな変異ウイルスであるオミクロン株による市中感染や、年末年始の多くの人の移動による感染拡大、第6波の到来も懸念されております。市民皆様には、マスクの着用、手指消毒など、基本的な感染防止対策を引き続きお願いをいたします。

一方で、市内経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況にありますが、壱岐市では市内経済の活性化のため、緊急経済対策事業として、壱岐市地

域振興プレミアム付き商品券を発行いたしております。このプレミアム商品券については、販売期間を12月6日までとしておりましたが、セット残数があるため、壱岐市商工会で販売を継続しております。まだ少し残りもあるようでございますので、まだ御購入いただいていない市民の皆様には、ぜひ御購入をいただければと思います。

なお、本商品券の利用期限については、令和4年1月31日までとなっておりますので、早めの御利用をお願いいたします。

また、2月1日から2月28日まで市内加盟店において、スマートフォンによるコード決済でPayPayを活用してお支払いされた場合、最大20%のポイント還元を行うキャッシュレス消費喚起対策事業を実施することといたしております。

1月末まで使用できるプレミアム商品券に続いて、本事業を2月に実施することで切れ目ない経済対策事業を実施し、市内経済の活性化に努めてまいりますので、市民皆様には併せて御利用いただきますようお願いいたします。

本年も残すところあと僅かとなりました。この1年間の市民皆様、並びに議員皆様の市政に対する御理解、御協力に対し、改めてお礼を申し上げますとともに、これから年末年始にかけて大変多忙な時期となってまいりますので、感染症対策並びに体調管理、さらには火の用心に十分に御留意して、お健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 私からも閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

市民の皆様におかれましては、今年1年、壱岐市議会に対しまして御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大が日本経済に大きな影響を与え、本市においても様々な事業、行事、イベント等の開催が中止されるなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化いたしました。

壱岐市議会といたしましても、皆様とともに地域全体で新型コロナウイルス感染症の拡大という難局を乗り越えていかなければならないと考えております。

これから年末年始を迎えますが、市民皆様方には感染症対策に御留意をいただき、御健勝にて明るい新年を迎えられますように心から祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、令和3年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日をもって令和3年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって令和3年壱岐市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 中田 恭一

署名議員 市山 繁